

「介護職員等処遇改善加算」 専門家による無料相談のご案内

令和8年6月から「介護職員等処遇改善加算」の拡充が図られました！
また「訪問看護」、「訪問リハビリ」、「居宅介護支援、介護予防支援」が加算の
新規対象サービスになりました！

専門家（処遇改善加算の取得支援を行う社会保険労務士）が制度概要から
加算取得に必要な準備・申請まで、事業所の状況に合わせてご説明いたし
ます。お気軽にご相談ください！

対象事業所

「介護職員等処遇改善加算（令和8年度）」を届出し
ていない事業所（新規対象サービス含む）及び、より
上位の加算区分への移行を検討されている事業所

相談回数・時間

1事業所1～2回

1回あたり1～2時間程度

費用

無 料

事業所での実施

又は

オンラインでの実施



【お申込から相談支援までの流れ】

FAX等により
申込書提出



センターより事業所へ内
容の確認し、専門家と日
時を調整いたします。



専門家との個別相談
(事業所又はオンライン)

処遇改善加算を取得すると、利用者の自己負担があがることになり、利用者に理解を得られ
るか心配とのお声も聴かれますが、介護人材不足は多くの国民に理解されており国が介護職
員の給与アップ（処遇改善加算）を図っていることも知られています。

多くの介護事業者が「本加算」を取得して処遇改善を行っておりますので、利用者や家族
に対しても説明もつきやすく理解を得やすい状況かと思われます。

この機会に新規取得や、より上位の加算区分への移行に向けてご検討ください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

公益財団法人 介護労働安定センター 石川支部
〒920-0907 金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階
TEL/FAX 076-260-1561 / 076-260-1562



「介護職員等処遇改善加算」専門家による無料相談申込書

令和 年 月 日

事業所名	サービス名()		代表者名		
所在地	〒 TEL: FAX: E-mail(オンライン希望の場合は必須):				
申込者名			役職		
「処遇改善加算」の 取得状況に○ 新規対象サービスは 該当に○	Ⅲ ・ Ⅳ ・ なし 訪問看護・訪問リハビリ・居宅介護支援・予防介護支援				
いずれか に○	対面希望		/	オンライン希望	
相談内容 番号に○ (複数可)	1	処遇改善加算を取得するためには何をすべきか	6	昇給の仕組みについて	
	2	加算 Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ について	7	就業規則・賃金規定の改定等について	
	3	新規対象サービスの加算について	8	計画書・報告書の記入内容について	
	4	加算の要件について	9	処遇改善加算を取得するとどのくらい加算額が得られるのか？	
	5	処遇改善加算の支給方法について	10	その他、質問や相談したい内容をお書きください)	
実施 希望日時	第1希望日 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
	第2希望日 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
実施日	【事務局使用欄】 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				

※「相談申込書」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規定に従い厳重に管理し、専門家(コンサルタント)・支部職員による日程調整、内容確認及び事業活動に関する調査のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

【お申し込み・お問い合わせ先】

 公益財団法人 介護労働安定センター 石川支部
〒920-0907 金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階
TEL/FAX 076-260-1561 / 076-260-1562

センター受付印